○近畿地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　路線名　供用開始の区間

号	路線名	供用開始の区間
一	甲賀市土山町徳原字西山野四九六番一まで	甲賀市土山町大東大屋敷六三一番二から同市土山町徳原字西山野四九六番一まで

二　供用開始の期日

平成二十四年八月十日

○北海道開発局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

北海道開発局長　高松　泰

一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	延長
北海道天塩郡遠別町字北浜一六九番一から同町字北浜一七一番二まで	後	一一一・二一一キロメートル
北海道天塩郡遠別町字北浜一七一番二から同町字本二一番二まで	後	四四八六・二三五キロメートル
北海道天塩郡遠別町字北浜一七一番二から同町字本二一番二まで	前	四四〇七・一一四五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	延長
北海道紋別郡湧別町芭露一六九七番から同町芭露三番まで	後	一三八〇・七九〇キロメートル
北海道紋別郡湧別町芭露一六九七番から同町芭露三番まで	前	一三八〇・七九〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

三

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	延長
興部町字六興一四八番から同村字六興二四八番まで	後	二二〇・三二七キロメートル
興部町字六興一四八番から同村字六興二四八番まで	前	二二〇・四二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

四

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十三号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	延長
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上八三〇番一から同原野三五番二まで	後	二二三・五〇一キロメートル
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上八三〇番一から同原野三五番二まで	前	二二三・五四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 24 年８月 10 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

道路の種類	路線名	区間
一般国道	２号	明石市硯町二丁目５番18から同市立石一丁目４番１までの上下線

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３７９４号

奈良県生駒市東新町３番７―705号

債務者　八田　**隆**弘

1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　深川真紀子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時

5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８０７号

大阪市北区天満４丁目９番15号　パールビル

債務者　加藤　泰敏

1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鈴木　嘉夫

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８０８号

大阪市北区天満４丁目９番15号　パールビル

債務者　加藤美智子こと　加藤美知子

1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鈴木　嘉夫

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８５８号

大阪市東成区大今里南５丁目19番２号

債務者　光本泰弘こと　金　　泰弘

1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８５９号

大阪市東成区大今里南５丁目19番２号

債務者　光本京子こと　尹　　京淑

1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８６７号

大阪府東大阪市上石切町２丁目17番12―509号　ハイタウン石切Ｆ棟509号

債務者　植田　智子（旧姓淡野）

1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　横井　盛也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時

5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで

大阪地方裁判所第６民事部